



みくには
ハートに愛

みくに 便り

2025年6月1日より 職場の熱中症対策が義務付けとなりました。

対象作業は「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業です。当社HPもご確認下さい。

2025年6月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



カスハラ被害の体験者＋遭遇者は6割近くに ～東京都産業労働局調査から

近年、社会的問題となっている「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、多種多様な仕事とその働き手が集中する東京では特に深刻化しており、今年4月にはカスハラ防止条例が施行されました。

以下の調査は、東京都内在住・勤務の15歳以上の男女に、カスハラについてWeb調査を行った結果を東京都産業労働局がまとめたものです。

◆調査結果のポイント

- ・カスハラという言葉も意味も知っている：57.3%
- ・カスハラが増加していると思う：79.6%
- ・就業中に自身がカスハラ被害にあった：16.8%
- ・就業中にカスハラを見聞きした：36.3%
- ・カスハラ被害にあったことも見聞きしたこともない：40.3%
- ・カスハラ被害にあった場面
 - 対面（接客時など）：51.2%、電話・メール：33.2%
- ・カスハラ行為
 - 威圧的な言動（声を荒げる、にらむ、物を叩くなど）：63.8%、継続的・執拗な言動や行為（何度も電話、要求を繰り返す）：28.9%
- ・カスハラ被害の対応方法
 - 管理職・上司が対応：40.3%、自分1人で対応：32.0%、同僚が対応：31.7%
- ・勤務先のカスハラ対策の実施
 - 行っている23.0%、行っているが不十分：27.6%、行っていない：49.3%
- ・行っている場合の内容
 - 基本方針の策定・周知：60.5%、対応マニュアルの整備46.4%
- ・対策をしているができていない理由
 - 対応のノウハウがない：46.7%、対応できる人材が不足している：37.2%
- ・カスハラ対策として効果があると思うもの

→対応マニュアルの整備：56.4%、
基本方針の策定・周知：51.5%

業種別にみると、実際に被害にあった割合が一番多かったのは「農林漁業」（61.5%）で、見聞きしたことがある割合が多かったのは「学術研究、専門・技術サービス業」（53.2%）、両方ないのは「運輸業・郵便業」（52.5%）でした。

北海道や群馬県でも先だってカスハラ条例が制定されています。カスハラ対応を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正も閣議決定され、成立は目前です。企業にとっては、対応マニュアルや基本方針を策定するなどの対応が急がれます。

学生アルバイトを雇う際に注意すべき労働条件

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを4月1日～7月31日まで実施しています。

◆書面で労働条件を示す

①労働契約の期間、②契約期間がある場合、更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準など、③仕事の場所、内容、変更の範囲、④始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーション、⑤バイト代の決め方、計算と支払方法、支払い日（最低賃金を下回らない）、⑥退職時・解雇時の決まり、⑦有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、無期転換申込みに関する事項・無期転換後の労働条件など。なお、労働者が希望した場合は、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

◆商品を強制的に購入させることや、一方的にその代金を賃金から控除することは禁止

◆遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることは禁止！

詳しくは【厚生労働省「令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54645.html